火災予防条例 (例) (昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号 都道府県知事あて 消防庁長官)

が要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙が要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙を強いのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ならない。)	があたらける全面的な関連り換して確保するに を発生されている旨の標識の設置その他の当該防 に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の 「頃の消防長(消防署長)が指定する場所(同 三条 (略) 三条 (略)	新
の一以上としなければならない。		第七に定めるものとしなければならない。	一

第 7 6 - ころに・ - いすは、 - いすは、 兀 長(消防署長)が、 五 <u>-</u> の三十分の一 劇 火災予防上支障がない 前 イ ~ · 客 四 席 場 項 略 客 すは、床によらなけれ 等の 席 の 朩 の避難 (略) の 喫煙 の客席の 避 難 床に 難 所 以上としなければならない。 略 通 にれ 等 通 の ばの 床面 路 固 路 固定すること。 ならない。の屋外の客席 は、 は、 おいと認めるときは、この限りでな当該場所の利用状況等から判断して 定すること。 積の 次に 次によること。 と認めるときは、 客席は 合計は、 よること。 客 次 席の の各号に定め この限りで 床面 ただし、 積 の ると 合計 消 防 ー いすは、 第三十五条 (劇場等の客 第三十六条 6 四二・客三 署長)が劇場等の位置、収容人一、いすは、床に固定すること。ころによらなければならない。三十六条、劇場等の屋外の客席は <u>_</u> 五 が な そ の り入場者の避難上支障 客 席 兀 長) な の 略 防署 防署 他の いと認めた場 他 朩 の いと認め の 略) の (略) !の避難施設の配置等により入場が劇場等の位置、収容人員、使 の客 限りでない の 避難通 (略) 長 避難 長)が避 難通 略) 床に 席 が避難 施設 た場合に 路は、 路 固定すること。 は、 合 の配 難 口その に 次によること。 置等により入場 が そ 次によること。 お おいては、 ない の ŀ١ 収容人員、 他の避難施 他 ては、 は、 と認めた場 の 避 た た だ 次 の こ の だ この 難 ŕ 施 し 使 各号に 後用形態、2 限 リ で 者の避 設の配置等に ただし、 限りでない。 用 設た だし、 消防 形 消 合にお の 防 態、 配 定 , な 長 置等によ 長 める 消防 上支 消 ۱, 上支 ١J 避 避 消 消 難 防 て 難 ۲ 口防 口防 障 は 障

第 第 の用途に供する場合の防火対象物を一時十七条の二から前冬第四十二条第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の第三十五年の 難 三十六条の二 難口その他の避難(消防署長) が劇 がないと認めるときにおいては、 基 イ〜ニ (略 準の特例) る場合について舞を一時的に劇場等ら前条までの規定 | 難施設の配置等により入場者の避難上支|| 劇場等の位置、収容人員、使用形態、避| 第三十 %等、展 準用する。 展示場又はディスコ等は、体育館、講堂その他十六条の二まで及び第三 適用しない。 第 す物か四へ る場合に発売している。 り入場者 この nについて準用で的に劇場等、Iの規定は、 限りでない。 (略) 第三十五 の避難上支障 は、糸、 用する。 展示場又はディスコ等のは、体育館、講堂その他の条、第三十六条及び第三十 が な ۲ 認 め た スコ等の用途に供その他の防火対象い第三十七条の二 場 合 に お しり て

は